

広島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年四月十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年四月二日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道鞆松永線	福山市金江町金見字沖新開三〇三〇番地先から 福山市金江町藁江字大新田三九番一地主先まで	令和八年四月一三日